

令和3年7月21日

令和3年第2回和束町議会臨時会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 3 年 第 2 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 7 月 2 1 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 前 1 1 時 2 2 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番	高	山	豊	彦	3 番	藤	井	清	隆	
4 番	村	山	一	彦	5 番	吉	田	哲	也	
6 番	井	上	武	津	男	7 番	岡	本	正	意
8 番	畑		武	志	9 番	小	西		啓	
1 0 番	岡	田	泰	正						

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 9番 小西 啓

2番 高山 豊彦

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第32号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る工事請負契約の
締結について
- 日程第 5 議案第33号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第34号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第2号）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機と演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。

ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 2 回の臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には本当に暑い中、そしてお忙しい中、ご参集をいただきまして本当にありがとうございます。

また、平素は和東町行政に何かとご協力をいただいておりますことを併せてお礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

今日の 1 0 時までですか、熱中症、この南部に発令されております。こういうことで、非常に記録的な暑さが続いているわけなんです、そういう中でもワクチン、住民の皆さんのご協力をいただきながら順調に進んでいることを改めて住民の皆様にお礼を申し上げたいと、このように思っているところでございます。

今日の臨時議会でございますが、ご案内のとおり、祝橋の上部架設工事の契約に当たりまして、一定の金額を超えてるということで議会の議決を要するというので、

今回、締結に当たっての議決の案件を提案させていただきました。

併せまして、先ほど申し上げましたように、コロナの時期の急ぐ予算を臨時議会でお願している分もあります。そういった点、慎重にご審議をいただきまして、いずれにいたしましても原案どおりご承認賜りますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、小西 啓議員、2番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和3年5月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にて御覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第32号 町道鷺峰山線祝橋上部工架設工事に係る工事請負契約の

締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第32号の提案理由を申し上げます。

令和3年7月13日、一般競争入札に付した町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事について工事契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の第5号の規定に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

なお、工事概要につきましては担当課長より説明をさせますので、慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第32号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第32号

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る工事請負契約の締結について

令和3年7月13日に一般競争入札に付した、町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事請負契約について下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 令和3年度道路メンテナンス補助事業
- 2 工事名 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和束町大字中地内

- 4 契約金額 1億7,050万円
- 5 契約相手方 奈良県奈良市西ノ京町1番地34
株式会社アルス製作所近畿営業所
所長 先山 武
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 議決の議決を得た日の翌日から令和4年10月31日
- 8 支出科目 一般会計
(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費
(目) 03 道路新設改良費
(節) 15 工事請負費

令和3年7月21日 提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

今回の鷲峰山線の工事概要でございます。

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事概要

1 工事内容

工場制作工 1式

合成床版橋 45.2メートル

歩車道アスファルト舗装 302平方メートル

2 入札参加業者

落札業者名称 株式会社アルス製作所近畿営業所

入札金額 1億5,500万円

3 税抜予定価格 1億5,786万7,000円

4 税抜最低制限価格 1億4,301万円

5 請負率 98.18%

資料につけておりますA3の表をお開きください。

まず、1枚目でございます。今回発注します工事につきましては、現在、赤で着色しています部分でございます。パネルブリッジという工法によりまして、この上部工の発注をしております。

なお、工場制作一式ということで説明させていただきましたが、工場制作に約10か月を要します関係上、今回入札に付させていただきました。

おめくりください。

今回の橋りょうの架設計画でございます。道路が狭いのと、それから極端なカーブ等がございますので、桁を5本に分けて現地に持ち込みます。その関係で、現場で地組をしまして、それツースパン、ツースパンかけた後に最後かけるということになりますので、一番上の側面図で赤の着色している部分の真ん中のところに若干縦の線が入っておりますが、ここをまず地組でつなぎまして、クレーンで掛けるということです。

グリーンの部分につきましては、これは橋りょうを受けるためのジャッキでございます。それを2本建てまして、まず一番初めに右岸側を架け、その後、真ん中を架け、最終的に左岸側を架けるという形になります。

下のところに描いてますとおり、まず、赤の部分を1回目に架けて、同様、2回目、3回目という形になります。

これにつきましても、現地に大型のクレーンが持ち込めない関係上、現在80トンラフタークレーンをここに導入しまして、架け替えを行うということでございます。

1枚めくっていただきまして、完成形でございます。できましたら来年の6月1日時点ではこのような状況になっていると、赤の部分に橋が架かっているということでございます。

これに併せまして、橋台をこの後、発注をさせていただいて、工事が完成すると。

来年の秋には、一応、橋の橋面が出来上がるということで、来年の10月31日の予定で工事を進めることになっております。

以上、説明とさせていただきます。審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

質疑はありませんか。

小西議員。

○9番（小西 啓君）

二、三点質問させていただきます。

課長、入札条件、まず1点、そして参加業者数、教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

入札条件でございます。

入札につきましては、一般競争入札で付しております。今回の入札につきましては構造物の関係もでございます。それと、特殊な構造物でもございますので、入札条件としては全国の専門業者を対象に一般競争入札を付しております。

入札参加した業者につきましては、1社でございます。問合せのあった業者は4社ということで、入札は一般競争入札ということで成立しております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

ということは、全国で来てくださいと言っという1社だけしか応募がなかった。どういいうことで、何で。門前橋やったところの東北の99%で落札したところは参加して

くれへんかったん。そんなに今は橋の架け替えが忙しいの、全国的に。ちょっとおかしいの違う。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今、小西議員の御質問でございますが、前回のこともありましたので、今回かなりその辺については集中的に調査を行った中で発注はさせていただきました。問合せについては4社ございまして、結果的には、応札をしたのは1社になったというのは事実でございます。

調査の中で確認している段階で言いますと、北陸新幹線・新名神等々の山間部の工事が多い関係で、今回うちもメタルの橋を架けますので、業者がなかなか応札に参加してくれなかったというのが原因ではないかということで判断をしております。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

門前橋の架けた東北の業者がいますわね。どうですかって、こっちから問合せも何もせえへんかったん。今回、あの人も入札条件の中に当てはまってるでしょう。あかんの。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の業者の中には当てはまっております。鋼構造物ですので、当てはまっているという判断をしております。そちらのほうにも協会等の関係で言いますと当てはまっ

ているということです。

ただ、今回の工法と前回の工法には若干違いがございまして、前回はリバーブリッジという工法を使っております。今回はパネルブリッジという工法を使っておりますので、そこが違う点でございます。それをどこで説明しているかと言いますと、資料No. 32の1枚目のA3のところ、もしくは2枚目のところの上の側面図を見ていただきたいんですけども、側面図でいうところの桁の厚さ、これが1スパンで飛ばしてしまうと。昔は橋脚が2本ございましたけども、河川の構造上、それから近年の出水の関係で、この河川に流せる最大流量を確保するということになりまして、それと前後の道のすりつけ等の関係で、縦断勾配を調整した形を取っておりますので、橋台の上に乗る部分が約80センチの厚さしかないというところなんです。この関係で、この工法に該当する工法と言いますのがパネルブリッジという工法になりまして、前は箱型のようなものを置きましたけども、今度はI桁と言いまして、ローマ字のIの形をした桁をここに組み合わせる格好になりました。

それともう一つは、45メートルの橋をできるだけ長く短く現地に入れたいということで、大体9メートル前後の橋を持ち込むということになりますので、その関係もありまして、業者がなかなか厳しい工事であったとも思います。その関係もあったのかとは想像はしますけども、今回応札していただいたのは1社になってしまったというのが現状でございます。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

説明してもらっている分には分かって分からへんようで分からへんのやわ。それは、それでいいけれど、やはりこれからまだ橋は架け替えてしていく。そやのにこのような状態でやっていったら必ずそしたらその1社しか入札に応じない。そしたら、そこが必ず落とすということになってしまう。そしたら、早う言うたら、談合やってんの

か、向こうのほうは、業者は。こっちがやってるのと違う、官製談合と違うで。向こうの業者に頼んでいるんだけど、条件出してるんだけど、もう業者同士で話してきたんのかと思うわな、こういうような状態だったら。

それと、請負率の98.18%、これも高止まりや。前のときよりまだましやけども、こんな状態でこんな発注しててええのかな。もう少し考えていかんなん。これ町長どう思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この件については三つの側面から私もいろいろと考えております。一つにはですね、技術とか工法とかが全国的な技術を持っている企業しかなかない。大体限定されてくると、こういう状況にあります。

もう一つは、これは国のほうの法律があるんですが、請負するときにですね、一つ一つの工事に責任者がついていかなきゃならん。これは資格を持った者ですけどね、そういう者を配置するときに、これも1人に対して1件です。ところが今、全国で、先ほど課長から説明がありますように、高速道路やそういう大きな企業はいろんな工事、この1億何ぼなんて、こんなん言うたら失礼やけど、大手の企業については何ら魅力を感じない。非常に難しいと、こういうことで、先ほど門前区の工事もそうだったと思いますが、1回目ではなかなか成立しない。誰もしてこなかったと。そういうことで、サポート支援センターとも、京都府とも相談して非常に苦勞したことを覚えております。

そういう中で、こういう法律の中で抱えてもろたらええねんけども、技師がいないと抱えられない。だから、同じ件数をそこの会社の能力で抱える技師ですね、その数に抱えられるだけをしようと思えば大きいほうを抱えるほうがいいですから、これも

一つだったら敬遠されると、これが2点であります。

それともう一つは、先ほどお願いしたらどうだとか、前のときの人はどうだったと、これはそこへ言うと難しいわけで、やっぱり一般公開、条件統一、一斉に同じことをしないと、前やってくれたらどうですかって、これもなかなか難しいところだと。一般競争入札の条件を付してやっていかなきゃならんと。

この3点を考えていったときに、こういう状況、今、和東町だけやなしに、こういう請負契約、また企業の在り方、こういった状況を考えて、致し方ないというような感じになります。こういった工法、もっと過疎地域だとか、小さいところのまちづくりについては、もう少し優先度合いを企業に持たせて、そして請負できるような形を国全体の法律の中で検討していかないと、今、小西議員も言われるとおり、これから長寿命化とか、いろんな橋とかやっていこうとすれば、一定の技師、技術を持っている者しかできない。そこへ頼もうと思ったら、件数だけで言えばこれよりも大きいとこに行きますので、過疎地域については優先枠を設けてもうて、そしてその枠で請負やっていくと。そして、その請負をした業者については、今度は点数が上がると、こういうような国の段階の中でやってもらわないとなかなか苦しい。私はこれを経験して、これから国と接触する場合には、今、小西議員からもいただいた、そうした意見も入れながら強く訴えていきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

これで最後にしますが、馬場課長、門前橋のときに追加契約したわな。ガードマンを置くのに1千何ぼか、大きい金額で追加やったから、そういうようなことがないようちにちゃんとやってもらいたい。

そして、この橋についての附帯工事のいろんなものがあると思うわ。和東も業者の

方がたくさんいらっしゃるんですから、そういうところにこの元請さんに言うて、和東の業者を使っていただくように、和東の業者もセールスかけると思いますけどね、やはりそういうような持っていき方をしないと、ここの会社は和東町に1銭の金も落とすしてくれないんだから、和東町の業者の方は税金払ってもらってるんですから、そのようなことをよく考えてやってください。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

今の町長の答弁の中で、小西議員の質問の答弁の中で町長の言い方がよく分かりました。分かったんですけども、この請負率が98.18%、この数字が分からないんです。ほとんど満額に近い数字だと思うんです。だから、そういう業者は過疎地域だからなかなか見つからない。それをうのみにしたらこの数字になったのかなと、町長の今の答弁ですよ。そういうように思って仕方ないんです。

例えば、木津川市あたりでも恐らく90切ってるか切っていないかだと思います。それが98.18%なんて、この数字がどのように取っていいのか分からないんです。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

畑議員の質問については小西議員も同様なことをお伺いされていますので、お答えさせていただきます。

確かに、98.18%というのは、予定価格に対してかなり高い率であるということとは私も感じるところであります。ただ、公共工事の品質保全、品質管理ということで通達の法律が出てます。その関係で、先ほども言いましたけども、80センチぐらいいまで桁を縮めるとか、そういうところに関しては、先ほど町長が答弁しましたように、それなりの技術とそれなりの管理というのが必要になってきます。その辺でこの率に

なっている。人件費がここには乗ってきているのではなかろうかというように判断をしています。

ただ、今、言われましたように、京都府の山城北土木事務所がよくやっとならなけれども、メタルの橋、この手の橋についてはほぼほぼ1回目、2回目不落でなかなか落ちないというような状況化が発生しています。その辺もうちが調査させていただいて、今回の枠を全国にさせていただいたというようなこともあります。

確かに、請負率だけ見ますとかなり厳しいとこのランクにはございますが、特殊な工事である関係上、ここは致し方ないというような判断をしております。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

特殊な工事だから98.18%、これは課長の今、答弁ですね。これはちょっとおかしいですよ。

もう一つはね、議長、この工事に関連した質問でもよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

余りかけ離れないでいただきたい。

○8番（畑 武志君）

5メートルのスパンに切って入るということですね、橋を。そのままの長さでいかんと5メートルスパンということと違いますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

スパンにつきましては、一応、10トントラックに乗る長さですので、約8メートルから9メートルの長さを5本に分けて持ち込んで、それを30本持ち込んだものを2本ずつつないで4本に結束して、それを1回架けるということになりますので、長

さは9メートル前後のものが入ってくる。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

9メートルの長さなんですね。そうするとね、町道のどこから入ってくるんか知らんけど、入るんですか。例えば、ここらでいうたら平田から入っていくのであるのか、それとも府道から園線を下ってきて入ってくるのか、これは回るんですか、このカーブ。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の点につきましては、一応、確認は取ってます。80トンのラフタークレーンをこの4月に撤去のときに持ち込んでおります。この長さが約12メートルございまして、そのクレーンのポールがそのまま外すことなく入りましたので、そこのところは橋梁桁も全て入るということで軌跡が描けています。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

どうしても入れやんなんならしょうがないですけどね、これはやっぱり道幅も狭いですから、住民に迷惑のかからないようにお願いします。

それから、これに関してなんですけどね、祝橋の落下から今まで雨季のために工事期間がこの10月からと思います。実は先日、その橋のそこへ行ってきたんです。工程表のスケジュールも見てまいりました。だけど、あれは専門家が見たら分かるでしょう。私の言いたいのは、行政不審が起こっているということを言いたいんです。住民の方はあのスケジュール表どおりに見たって何も分からない。だから、いついつか

ら工事します、こうこうしますというような形で、事細かく書いてたら一安心するんだと。だけど、書いてるのは工事現場の入り口です。もう一つは会所のとこです。だけど、そんな工事現場の入り口まで住民の誰が行くんですか。今、これぐらいの工事がいつから始まって、いつからするんやろなっていうことで関心を持っておられる方、それと、もう一つは、2年間止められて買物にも行けないということで、いつからになんねやろなという問合せがあったんです。こういう問題が一つ出てるんです。それを情報発信していただいたらそんで結構なんですと。ところが、何のつぶてもないと。やっと出てきたんが会社のほうで工程表のスケジュールを貼ってると。だから、そのスケジュール表を見たときに、私かて見たけどさっぱり分かりません。これは専門家なら分かるでしょう。一般の人は誰が分かるんですか、こんなこと。だから、大まかでも構へん。例えば、10月10日からやります、10月20日から工事にかかりますということを大体の予備知識を入れたってほしい。

それと、もう一つ、初区長会の際に中区のほうからごみステーションの問題も出てきたでしょう。粗大ごみが運べないから、B&Gのほうへお願いしたいと、こういうお願いもしてきました。だけど、それも何の連絡もないんですと、こういう話なんです。

ずっといろいろなことが変わったら住民不審がかなり出てるんですよ。課長の耳に届いてるか、町長の耳に届いてるか、それは分かりませんよ。何をやってるんだと。もっともっと情報を発信してくださいよと、こういうことがあります。その点、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の件でお答えさせていただきます。

私のほうにはそういうことは今のところ届いておりません。まず、工程表をバーチ

ャートで示しております。これにつきましても、掲載場所、それから掲載内容については地元区長と調整を取った上で書かせていただいております。もっと細かいところまで書いたら分かるんですけども、あまり細かいことを書くと住民が混乱するというので、分かる範囲で上部工の工事期間、それから下部工の工事期間、それと、その後の架設の橋の桁を持ってきて架けるところの工事期間の三つに向けてバーチャートで書いております。気になっているのが、大きさがもっと大きく書けばもっと見やすいと思うんですけども、限界、あれ以上大きく書けなかったのが現実で、初めは各個人に配ろうかという話もさせていただいたんですけども、そこまでいいやろと。その件に関しては公民館のほうに貼ってくれと。初めは右岸・河岸につけたらどうだという意見が地元からあったんですけど、それは一つは公民館のほうにかけてくれということで言われましたので、左岸側と、それから公民館のほうに掲載させてもらっています。

地元説明ですけども、随時、区の役員会の前には区長と調整をしながら行っております。今、言われている話で言うと、期間中、お父さんの送りがしにくいという点がありまして、これについては地元区のほうで駐車場を確保していただいて、そこに車を置くと。それと、2軒の家の庭先を通していただくということで了解をもらって、区長さんのほうから私のほうには、一昨日、最終の電話をいただいています。その前に何回か調整をかけておったんですけども、なかなか高齢の方で、了解はされるんですけども、またもう一回繰り返した話になっていたのは事実です。それも一昨日に確実に分かっていただいたということで連絡はいただいています。ただ、これだけでは不安なところもありますので、ご氏族の方、娘さんに連絡を取って、重ねてくだいような説明をさせていただいております。

ただ、今、言われるように、ごみについては私もB & Gのほうにおきたいという話は聞きましたけども、その後に関しては受けてないんで、その点については私は存じておりません。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

課長、私の耳には聞こえてないと、最初、私が言ったときにそういう答弁をされました。だけどね、よく考えてくださいよ。一住民が課長に電話するなんてあり得ないと思います。何でか言うとね、裏を返しますと、嫌われるようなことを何でするんですか、この時代に。そういうことは我々の立場の者に全部かかってくるんですよ。あんた、住民の代表ですやろ。言うてくださいよと、誰々とは言いませんよ。だから、そこを勘違いあるんですよ。私の耳に何も聞こえてないから、それはあかんと。ちょうどこの場があったから今日こういう発言をしたんです。

確かにね、先ほど言うたように、工程表かてね、細かい数字で何も分かりません。我々が分からんのに、失礼やけど、もう一つ上の高齢者が見たらとても分かりません。その辺の言葉自体が分からないんですから、だから、その辺に対して何でもっと細かい説明していただくか、チラシいうたらおかしいですけど、そういうようなことも必要なんやないかなと、これは私の思いですよ。住民をどう思ってるんやろという声が出てきていることは確かなんです。これ以上もう言いません。だけど、これに関しては、令和4年度までかかると。これからまだ1年ちょっとあるんですよ。その間やはり買物難民も出てます。茶太郎が回ってきていただけるけど、それも利用できないときもあるんです。そうすると、娘が奈良にいますから、帰ってきてくださいと、そういう声も聞いてます。誰でもよろしいが、首をひねらいでも。そういうこともあるということを頭に入れといてください。お願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

畑議員のご指摘につきましては、私のほうも十二分に注意をしながら工事を進めた

いと思っております。実際には来年の10月までこの架設の工事は工期を取っております。まだ、その後、すりつけ道路等がございますので、あと1年ぐらいは地元で迷惑をかけることになると思います。その辺につきましては、役員会もしくは区長さんとの調整の中で必要なときにはビラを入れるなり、それからまた説明会を開催するなりという形は取っていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

それと併せまして、聞いていただいた情報については私のほうに伝えていただければ対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私のほうからも何点かお聞きしますけども、先ほど来、話が出ておりましたけども、畑議員が言われたような、いわゆる住民への情報提供というのはね、地元だけやればいいというのと違うんですよ。やっぱり住民全体の税金を使って大きい工事をするわけですし、ほかの方もそこを通ったりしてたわけですから、そういう意味では、やはり住民全体に対して丁寧な説明をする必要があるし、その責任があるっていうね、地元で説明は当然です、実際に生活に密着してますから。ですけども、そこだけ言えばいいっていうことじゃありませんから、そこは指摘だけしておきたいと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

それで、先ほど来のお話を聞いて一つ確認だけしておきたいんですけども、先ほど来、指摘がありますように、いわゆる今回、一般競争入札で請負率も大変高いと。町長が言われたような問題点とか課長が言われたようないろいろな課題というのは言われましたけども、端的に言って、ということは、この一般競争入札の今回の工事に限りませんが、これについて言えば、競争が十分働いていないという結果だということ認識されているということよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、1点目の件につきましては、前回の工事になりますけども、落橋時等に行いましたように、大型のものを搬入さす時期につきましては、できるだけ防災行政無線などを使いながら、広報しながら行っていきたいというように思っております。

2点目につきましてですけども、競争の原理が働いていないというご質問でございます。私のほうでは十二分に働いているのではないかという判断をしております。これにつきましては、一番初めの小西議員のときに説明しましたように、4社が問合せに入ってます。その中で応札したのが1社ということですので、応札するまでに見積りないし工程工期とか全部全ての計算をされて私のほうは今回参加されなかったという判断をしておりますので、競争の原理というのは札を置いてる段階で確かに1社しか入っていないので、それは競争原理が働いてないのかということに見えますけども、実際には問合せがあって、工事の内容とか工期とか現場の話とか現地に来た人もいたようですので、そこについては十二分に働いているというように判断しております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

十分に働いているんだったらこんな議論はないと思うんですよね。先ほど来、町長も三つも課題を言われてね、国にも要望せないかんというように言っておられるようなことが、十分働いているということだったら何も要望する必要もないじゃないですか。首をかしげられたけども、そうでしょう。問題があるから国に対しても要望するって言うてるわけでしょう。こういうことが続くといろいろな意味で問題があるから、これ自身は一応違法ではないというかね、入札結果としては別にそうかもしれないけども、本来やはり競争入札というものの趣旨からすれば十分に働いてない中でどうし

ても請負率が高くなっていくということではいろいろ問題が指摘されたんじゃないかというふうに思いますから、今、言っているんですよ、そこはですね、こんだけ議論して、ちゃんと十分働いておりますってなってしまうたら、これ以上、話が進まないと思いますので、改善もされないと思いますので、そこはちゃんと認識していただきたいというふうに思うんです。

やはりこれだけじゃなくて、今後いろいろ架け替え工事とかね、前に町長も言われてますように、こういう橋の問題だけじゃなくて、いわゆる総合保健福祉センターとか保育所の改修とか、大きな工事が続きますというふうに繰り返し言われてますよね。それだけに、その一つ一つの工事が大きな経費を伴うということになりますから、それが十分に競争が働いて、一定、もちろん安全性とか、そういったものを担保はせないけませんけども、一定、できるだけ公費が節減されるような方向で努力されるというのは大変大事だというふうに思うんですね。

一方で、水道料金、今回関係ありませんけどね、大変だから値上げしますと、一方でこういう高止まりのような公費の使い方をされていると。これは本当に住民の理解というのを得られないなというふうに思いますから、そういう意味でも、やはり町長ね、先ほど課長は問題ないかのような言い方をされましたけど、町長もそういうことですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今回、工事請負契約をする前提においては、指名競争入札と一般競争入札、ほかにももう一つあるんですけども、建設についてはこの二つが挙げられると思います。指名というのは、一定条件、法律で指名していきますから、指名で請け負ってもらう、参加するのが3社以上なかったら、その入札自体は成立いたしません、こういう一般競争入札については1社でも成立と。これは法律上は何ら問題はないわけなんです。

この一般競争入札を付すに当たっては、先ほど課長からありますように、それに興味があるかないか、魅力があるかないか、魅力とか興味があれば多くの方が参画されてくるんですけども、魅力があるかないかというのは、先ほど課長の話がありますように、事前に聞き取りと言いますか、いろいろと業者からかかってまいります。そのときに、一つは工法として魅力があるのかないのか、これがあります。もう一つは、その金額によって、これはいけるかいけないか、それも魅力になるんでしょうけども、それがありません。

その前提には、和東町の場合は事前に公表していると、こういうことであります。公表しているわけですから、それ以下で納めるのやったらこの参加はせんとこうということになったり、いやいや、ギリギリでも落札してこうということになって参加してもらえぬものはある。

私が先ほど申し上げましたのは、今こういう技術とか建設請負全てですけども、今までは業者が何件も受けてもよかったんですが、工事の責任者を貼り付けていかなきゃならない。それだったら、今こういった募集しているのは、本当に何百億とか、そんな請け負っている業者を相手にするわけですから、その1億数千万円も1件です。それだったら、企業にすれば、新名神とか大きいところで何百億を受けてる1件のほうがよっぽどいいわけですから、この1億何ぼを受けることによって何百億と受けられない、参加できないことも登録されている企業によって出てくるわけです。だから、金額の少ないのには私は非常に魅力という点においては、それは別枠とは言いませんけども、もうちょっと過疎地域は大きな工事を抱えているわけではありません。技術的には必要なものはありますが、金額が低いわけですから、いつもこんな状態はかないませんと、こういうことで多くの方に別枠でもこれは請け負って、そしてこういう過疎地域の工事、大手の企業にこういったものを請け負って協力してきたんだという企業の点数が上がるようにもしていけないといかんだらうと。今はもうそんな考慮なしに1点は1点です。そういう中でやられておると、こういうことであります。

先ほどからありますように、これが全部公表してない中であったら、どこか漏れてんねやろかっていう心配もあるんですが、一応公表してきて、そして入札参加するに当たっては事前調査してきている。そういう中で、いけるというところまで来て、結果的に1社と、こういうことになったとっておりますので、大きな意味から言うたら、法律どおりやってきているわけで、これは1社でも妥当でありますので、当然合法であります。だから、ないときは不成立でもう一回やり直さなきゃならない。

くどいですが、指名の場合は3社がなくて2社しか来なかったら不成立ですので、そしたら、設計をやり直してもう一回再入札に付さなきゃならない、こういうことですが、一般競争入札は1社でも成立いたしますので、そういう意味ではそういう経過が招いているんだと、こういうように思っております。

先ほど私が申し上げた、小さい金額というところで魅力があるかないかというところに気になるものですから、これは国のほうでも、そういう請け負っているときにこれは点数じゃなしに、金額によってやってもらわなければならないというような思いもあるんですが、これは先ほど小西議員が言われた質問に答えましたように、多くの課題だと思っておりますので、その辺は一つの意見として国のほうにも申し上げていきたいなど、こういうように思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、私たち和東町にすれば大変大きい工事だと思うんです。名神とかそういうのを手がけるような企業にしてみたら小さいかもしれないけれども、私たちの住民の立場ですれば大変大きい工事だと。しかも大変生活に密着した重要な工事だというところが、結局そういう中で要は結果として競争が働かない中で、いわゆる高止まりしてくる状況があるというふうに思うんですね。ですから、やはりそういった部分で改善

すべきところがあるってということだと思いますので、そこはしっかり認識していただいてやる必要があるんじゃないかというふうに、これは重ねて指摘しておきたいと思っています。

それですと、先ほど指摘もあつたんですけども、今回これだけのお金が入ると、こういう規模の工事が地元で行われるという意味では、地域の経済に対する影響というのも大変大きくならなければいけないというふうに思うんですけども、先ほど付帯工事等で地元の業者で云々という話もありましたけども、一定こういった工事をやっていただく中で、地元のいろんなそういう土木業者だけじゃなくて、地域のいろんな商店も含めて一定の経済効果というのをどのように町としては見込んでいるのか、また、そういうことが波及できるような仕組みというものは町としてはどのように考えていますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の件ですけれども、先ほど小西議員のほうからもそういう要望がございましたので、併せてお答えさせていただきますけれども、今回、上部工につきましては、工場制作、それから現場架設という一番大きなところを工事として発注してます。下部工については全て地元業者の発注を考えておりますので、A1、A2橋台、左岸・右岸の橋台、それから取付道路等々の橋台等の発注は全部地元に出します。地元に出す以上は資材とか、それからその他のものについては全て地元の卸し業者等を通して入るものと考えてますので、その分についてはまず一つ地元の経済として潤うのではないかと判断をしています。この工事のみならず公共工事については同じことが言えると思っております。

続きまして、地元住民に対してという話ですけれども、まず一つは、安全の確保は確

実にできます。道路幅も5メートルになりますので、例えば避難、それから交通の離合等についてもかなり円滑に行えるようになりますので、これは十二分に効果が上がると思っております。

この工事を行うことでこの先線の祝橋左岸側、要は中区の中学校側のほうですね、左岸側については若干30メートル強の道を拡幅することで和東町の南部幹線道路の一部がここでつながります。これはB&Gまでは確実に抜けられますので、避難としてB&Gで対応したときに、園区と原山区等々の動きは楽になる。

もう一つ言いますと、平田系の一部の動きはB&Gのほうに動けるといような効果は上がると思います。

ただ、経済効果をどう見越すかという話ですけども、茶業については、ここを通過して対岸へ渡る方が結構おられますので、これも効果はかなり上がると見込んでます。

あと、中の平田の商店街に行く部分についても、この道が拡幅されることによって、今、B&Gを回って出られる方がここをすんなりと離合できるようになるということもありますので、地元の方にとっては、先ほど畑議員も今の段階ではかなり迷惑を感じてるといことはご指摘されておりましたけども、橋完成後にはかなりいい方向に向くということも地元の方は理解をされてますので、その点についてはご理解とご協力をいただいているというように私どもは判断しておりますので、この橋の経済効果というのは門前橋と併せてかなり大きなものになると思っております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる本当に地元ちゃんとお金が落ちると言いますかね、経済が循環できるような工事になるように、そこはぜひお願いしたいというように思います。

確認しておきたいんですけども、今回の工事に関わって関係車両というのは、何トン車とかあると思うんですけども、大体どれぐらいの車両がこの工事期間中に、延べ

になると思いますけども、通行するというふうに見込んでおられますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

時系列で説明させていただきますと、この10月秋以降10トン車系のトラックがかなり入ります。これは下部工を行うときの関係でございます。下部工を掘るため、それから今の構造物を砕いたものを出すためというのがございますので、ここに大きな10トン車クラスのトラックが入ることになります。

その後、それが終わりますと、今度は現場橋台の工事になりますので、ミキサー車系が何回か、来年の1月、2月あたりに入ってくる時期が出てくるかなというように見込んでいます。

そして、その後、来年の4月後半ぐらいになると、先ほど言いましたように、5ブロックに切った橋を1本ずつ運び込みますので、これが数十台運び込まれ、平田の商店街を抜けて現地に入ることになります。

併せまして、中学校の前を通過して下りてくるところは10トンは入りませんので、4トン車ぐらいの大きさのものが出入りすると。これについては、先ほど言いましたように掘削、それから施工の工事ヤードに入ってくる。こちらでも25トン程度のクレーンを入れますので、これも入ってくるということで、今ここで延べ台数概算は持っておりませんけども、数百台の往来があると。ただ、これが集中的に発生する可能性がありますので、その点についてはまた地元と細分の調整を行いながら工事を進めたいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

議長にお願いしておきたいんですけども、やはりこれは集中ではないにしても、数

百台に上る工事車両が生活道路を通行するというふうに、今、言われましたので、大体それは計画は持っておられると思います。それを議会のほうにも示していただけるように取り計らっていただきたいというふうに要望だけお願いしたいと思います。

それで、そうなりますと、一つは、これも確認ですけども、それだけの結構大きい車両も入っていくといった場合の安全対策というのを確認だけしておきたいというのと、それから、それだけの車両がこの狭い町道とか、そういうところを延べ数百台がどんどん通っていくとなると、磨耗とかいろんな意味で道路の破損ですね、そういったものも今後考えられてくると思うんですね。その辺のいわゆる改修というものも、それは業者さんの責任においてやっていただけるということですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の話です。確かに、平田の中、それから中区内については、若干、道の傷みも出てくると思います。これは工事現場外ですので、町のほうで一定の整理をしていかなきゃならないということになると思います。

それと、安全対策につきましては、無論、業者の判断のことになりますので、うちとしてはガードマンの設置等十二分に注意する中、それと、今回の工事につきましては上部工と下部工を同時発注みたいな格好になりますので、町としてはECIという形を今回新たに導入をさせていただいて、町と業者、それから請負業者さんの3社になるかも分かりませんが、その辺の業者と同時に週、もしくは10日ぐらいの間隔で工程会議を開催しながらやっていくという計画を立てております。その辺で調整もしながら十二分に工事には配慮したいと。

特に、今回の場合は通学路があります。それから、商店街がありますということで、和東の中でも人が往来する場所でもございますので、その点については十二分に注意をしたいというように考えております。それは今後発注していく工事の中でも特記仕

様書のほうに明記しまして工事を発注したいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第32号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第32号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいま午前10時35分まで休憩いたします。

休憩（午前10時25分～午前10時35分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第33号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 33 号の提案理由を申し上げます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、和東町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第 33 号についてご説明を申し上げます。

議案第 33 号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 3 年 7 月 21 日 提出

和東町長 堀 忠 雄

議長からあらかじめお許しをいただいておりますので、2 枚めくっていただき、左ページにございます概要によりご説明申し上げます。

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正にあわせて改正するものです。

2 改正概要

個人番号カードを発行する主体として、地方公共団体情報システム機構が明確化され、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、併せて当該手数料の

徴収事務を市町村長に委託することができる旨の規定が新設されたことから、個人番号カードの発行手数料の規定を削除するものです。

なお、住民様に関する手数料負担については従来どおりとなりますが、徴収の主体がシステム機構ということになり、和東町が業務を受託され行うこととなります。

3 改正条例の施行日

令和3年9月1日

以上、和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例 概要の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第33号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第33号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第34号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第34号の提案理由を申し上げます。

令和3年度和東町一般会計補正予算（第2号）は、昨年度及び第1号補正に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る空調設備設置等において予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第34号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第34号

令和3年度和東町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度和東町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,980万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月21日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 5 款国庫支出金、4 億3,751 万1,000 円、310 万円、4 億4,061 万1,000 円。

2 0 款繰越金、3,829 万7,000 円、190 万円、4,019 万7,000 円。

歳入合計、33 億9,480 万円、500 万円、33 億9,980 万円。

1 ページおめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

3 款民生費、7 億3,959 万4,000 円、100 万円、7 億4,059 万4,000 円。

4 款衛生費、5 億1,489 万4,000 円、160 万円、5 億1,649 万4,000 円。

1 3 款予備費、500 万円、240 万円、740 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.34、令和3年度和束町一般会計補正予算(第2号)に基づき説明を続けさせていただきます。

1 ページから4 ページまでにつきましては総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます、5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、補正額80 万3,000 円、1 節保健衛生費負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金80 万3,000 円を計上させていただいております。

同款、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が150万円でございます。
2節児童福祉費補助金ということで、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金でございます。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金、補正額が79万7,000円、1節保健衛生費補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で補正額が190万円でございます。これにつきましては、1節前年度繰越金、純繰越金190万円でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額100万円、18節負担金補助及び交付金ということで、低所得子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で160万円の補正額でございます。これにつきましては11節役務費で手数料20万7,000円、12節委託料、コロナワクチン接種委託料80万3,000円、13節使用料及び賃借料、空調等リース料59万円を計上させていただいております。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額が240万円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、二、三質問させていただきます。

今回、低所得者支援補助金が出ております。これは何人ぐらいおられるのか、それと、1人当たりにしたらどれぐらいのものであるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、従前に児童扶養手当のほうの対象の方ということで、50人対象にしておりました。今回補正のほうで上げさせていただいている金額が100万円で、一応、ここで20人、合計70人想定させていただいております。1人につき5万円ということでございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

次に、コロナワクチンの接種率について少しお聞きしたいと思います。

現在、コロナワクチン接種は全町民の何%ぐらい進んでおられるのか、その点について少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

現在、町のほうで接種させていただいておりますのが65歳以上の高齢者の方で、また町外いろんなところで医療従事者の方、また高齢者施設等の従事者の方が打っていただいております町外等で接種されている方の数につきましては、まだうちのほうの手元にも来ておりませんので分かりませんが、高齢者につきましては、まず第1回接種終了の方が1,563人おられます。これ以外にも実際には長期入院、また高齢者施設に町外の施設で入っておられる方につきましては接種されてると聞いておりま

すので、今現在この中でいきますと、89%ぐらいにはなるんですが、町外の施設で打っておられる方を入れますと90%を超える接種率に高齢者の方についてはなるかというところがございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

ほとんどの65歳の方の接種が進んでおるということですね。そして、65歳以下の方の接種券はもう既に全部行き届いているかどうか、この点についても少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

接種券につきましては既に郵送済みで、皆様のお手元のほうに届いてると。数件やはり役場のほうに返ってきたものもありますが、そちらのほうにつきましても個々に調べさせていただきまして、配付のほうは全て完了しているというところがございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

その中で希望者は現在どれぐらいまで上っておられるか、その点についても少しだけお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

締め日が一応7月27日ということですのでさせていただいておりますので、現在までの途中経過ということになりますが、8月1日の部分につきましては、一応、想定している予約分はいっぱいになっているということでございます。8日の2回目の接種分につきましては、今のところおよそ半分、50%ぐらいということで、まだ空きがございます。昨日もそうですが、毎日毎日電話での問合せ、またウェブでの予約が入っている状況でございます。8月のことでございますので、まだ皆様、予定等があるので、なかなか日程が決められないというところで、まだ完全に埋まってないのかなということがございますが、取りあえず27日の締切日まで待たせていただいて今後の接種を進めていきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

それで、最終的にはいつまでで終了するか、その予定というのはあると思っておりますので、その予定についても少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

本町で集団接種で予定させていただいておりますのが、8月29日が最終日と予定させていただいております。65歳未満の方につきましては、1日と8日の両日曜日ですが、接種させていただきまして、3週間後の22日と29日、これで集団接種のほうは一定終了させていただくんですが、当然、この日に体調不良等、また予定が

合わない等で接種されない方とかがおられると思いますので、それにつきましてはその後、個別接種のほうも検討していただいているところでございます。

現在、国が来年の2月末日を接種のめどと置いているところではございますが、多分、秋ぐらいにはまた時期が変わってくるかなと思っておるんですが、現在は一応、国の方針で2月末日ということになっておりますので、個別接種も最終そこまでのところでの計画を進めているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

できるだけ漏れなく住民の方が接種できるようにお願いしたいと思います。そして、課長、大変ですけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私の質問は終わります。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうもワクチン接種についてお聞きしたいと思います。

8月1日から64歳以下の方が接種されると聞いてるんですが、日曜、日曜になってるわけですね。それで回れるんかというようなちょっと懸念を持っているんですが、何名ぐらいいらっしゃって、実際それで接種完了に持ち込めるんか、その辺の可能性をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

国が和東町の発表している数字が1,860ぐらいだったと思います。うちのほうで実際に住基でつかんでいる数が1,735名で計算させていただきました。ただ、この中で町外のところで先行で広域接種で受けておられる方、また医療従事者の方、高齢者施設にお勤めで、そちらのほうで接種されている方がおられると思います。うちのほうで大体およそ1,500人を切る人数ぐらいかなと想定しているところがございます。現在予約を受けているのが1,000人弱のところがございますので、実際に言いますと高齢者ほどの予約率までは達していないというのが現状でございます。当然ながら、先ほど申しましたけども、8月の予定がなかなか立たないので予約がまだ入れられないという方もいらっしゃると思いますし、集団接種になじまないと思っておられる方もいらっしゃると思いますので、それで接種の意思のある方につきましては、集団接種終了後の個別接種のほうでまたご案内させていただいての対応をさせていただこうかなというふうに考えているところがございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

先ほど聞きましたところ、8月1日はほとんど埋まったと。8日はやはり墓参り等もありまして、なかなか予定が立たないと思います。それで、新聞紙上を見てますと、ワクチンが足りないというようなことが書かれているんですが、和東町は潤沢にあるんでしょうか。その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

国の計画のほうで今11クール、12クルールの配送の予定をいただきました。うちのほうで10クール目の配送のほうは断られたんですが、11クール目のほうで1箱

が確保できたということで京都府からもお話を頂戴いたしましたので、それで十二分に回れるということでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、今回の補正予算はいずれにしてもコロナ対策ということでありますので、その辺のことについてお聞きしたいと思うんですけども、今、東京のほうの感染も昨日で1,400人近くということと、後、関西においても大阪では300人を超えるというようなこともありまして、第5波というふうなことも言われているような状況の中になっております。それだけにこの対策を今後どういうふうな認識の下でやっていくか大変大事だと思いますので、まずそこを伺いたいと思うんですけども、今日から実質いわゆる東京五輪大会が開催されております。町長ね、今、東京五輪について特にSNSなどでどのようにこの五輪大会について言われているか御存じでしょうかね。

こういうのがあるんですね。「もうウンザリだよ、東京五輪」という、そういうハッシュタグをつけたつぶやきが数万規模でもう既に拡散されているということなんですよね。町長は昨日お読みになったと思うんですけども、今なぜ五輪開催かというね、今日の新聞にも「開催意義問われる」と、要は、もう始まっているのにいまだにこんなことが言われてるとというのが今回の五輪だと思うんですね。ひとえに今の政権というか、菅総理の説明責任を果たしていない、こういう状況の中でなぜ開くのかという素朴な疑問に対して一切答えないと。時間切れ、タイムリミットで開きますみたいな、こういう状況が今の状況を生んでるというふうに私は思っております。

町長は6月議会の答弁で五輪開催について、「プレイブック等の基準に絡めて完璧にしながらやっていこうという姿勢が伺える。やる以上は国民の命の犠牲、感染拡大はあってはならない」というふうに言われておりました。覚えておられると思います。

ただ、実態は、五輪の開催の是非はともかくとしましても、少なくとも総理や政府が言っているような、また町長も言われたような、安心安全の大会というのはもう望めない。実際、感染拡大しておりますし、この間、プレイブックのことも言われてましたけどね、全然守られてないということも報道されておりますし、関係者、選手の感染も既に始まる前から出ております。バブルの崩壊というか、そういったものも既に言われている状況の中で、こういうことをちゃんと見れば、もはや安心安全などというのは不可能で、専門家が指摘したとおりに7月中旬以降1,000人を超えて感染拡大も止まらない中で、実態としては大変危険な状況の中で開催が今されてると。本来なら開ける状況でないけれども、それを押し切って始まっているというのが今の実態だと思うんですけども、町長もそういう認識ですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

オリンピックの件でございますが、これは日本だけではなく国際的にも非常に注目されているところであります。私も新聞紙上を見ておるところなんですが、国際的と言いますか、世界中の中では、開催される以上はコロナ禍の中でやり遂げて、コロナに打ち勝ったと大会ということで、日本は一生懸命それに取り組んでいるという意味で、ある意味ではそういう見方をしているのが目立ちます。そういう意味においては、国内においては半々があるのかなと。

一般的に言いますと、5波とかは誰しもが懸念するところであります。ところが、この大会を具体的に申し上げまして、漠然と反対賛成やなしに、この責任を考えますと、国際大会というのは、あの中の規則をきっちり設けておられます。その規則というのは、私は全部熟知しているわけではありませんが、とにかくいろんな状況が起きているのを見ている中で、それを最小限にして、それをどう成功さそうということ

で大会でご努力をされていると、こういう段階であります。

もう一つは、日本全体としては、特に東京では第5波と言われている内容、今も1,400、8月になりますと4,000人を超えるだろうと心配をされている中であり、当然これは5波に対策する皆さん全部が気をつけていかなきゃならない問題であります。

ただ、最近考えますのには、ワクチンが高齢者には普及してきたと、接種されてきたと。そして死亡者も減ってきている。そういう中ではいろんな見方が出てくる、そういうのも耳にいたします。そういうことでいろんな意見を見まして、今お尋ねいただきましたように、コロナはこんなんだから今やめるべきやとか、続けるべきやとか、そういうことを論じるだけの私は状況整理ができてないし、大変大きな意義のある、そういう大会にあるわけでありますので、これは国民の一人として、ここまで来た以上は大きな感染を防いで、そして平和。オリンピックが生まれた年というのは、疫病と平和を願ってやられました。今、新型コロナということと平和、これに打ち勝ってやれる意義のある大会を実質今日から福島と札幌で競技大会が始まるわけなんです。こういう中では、日本でやられる大会は歴史に残る大きな大会でもありますので、新型コロナを乗り越え、そして平和の大会にあるということを望むと、こういうように思うのが当然であろうかなと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私がこれをなぜお聞きしたいのかというのは、これは一般的な話をしているんじゃないんですよ。このまま五輪が開催されて、東京で感染爆発が起こって、これから地方にも波及していくようになれば余所事じゃないんですよ。今いろいろコロナ対策の予算を計上していただいていますけど、それを無駄にしかねないですよ。そういうこ

とを言っているんですね。

先ほど町長は、意義のある大会と言われて、意義が問われていると初めに言いましたよね。聞いてましたかね、私の質問を。町長のように考えておられる方というのは、当然だと言われたけども、決して当然じゃないですよ。というか、むしろ少数ですよ。どこまで気を遣っておられるのかよく知りませんが、町長としていまだにそういったことを判断できないなんていうのは、考える材料がないなんて言われたけども、住民の命を守るわけですから、これは町長の資格に関わりますと思って、そういう総理や政府の絵空事にいつまでも付き合っていたら本当に住民の命は守れませんよ。という意味で伺っているんです。

開催を中止するかどうかとそういうことを聞いているんじゃないで、極めて危険な状況の中で開かれていますねということを知ったんです。それにも全然答えられない。住民の命を守る責任者としては本当に失格だと思いますよ。そういう意味で、ちゃんと実態を見て、そういう一般的な話じゃなくて、リアルに状況を見て考えてもらわないと対策をゆがめますよ。そこを強く言っておきたいと思うんです。

町長は一体何に対して忖度されているのか知りませんが、これはそれぐらい大きな問題なんですよ。命より大事な意義なんてないでしょう。そこを言っているんです。そこも分からないようでしたら本当に資格に関わると思います。

そこでですね、先ほどいろいろ言われましたので、あれなんですが、一つは、64歳以下の接種についてですけども、先ほど予約状況についてはお話がありました。それで、いわゆる8月1日と8月8日の1回目の分で要は2ルートですね、クールというか、対応されているんですけども、そこを逃した方に対しては今後個別接種でという話をされましたけども、具体的にはどういう段取りを考えておられますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

当然ながら、接種いただいた方のお名前は分かりますので、それ以外の方に改めて周知するか、広報ですか、どの形で周知するかというのはまだ今、検討の段階ではございます。個別接種につきましては、町内3医院ありますので、その先生方と相談させていただいて、その3医院全部でやるのか、もしくは1医院だけでやってしまうのかというのを今後、先生方との相談で決めていこうと思っているところでございます。

と言いますのが、皆さんご承知のとおり、1バイアルで今現在6人取りさせていただいております。本町は最近7人取りの注射針も購入の準備を進めているところでございます。ということは、それだけの数が打てるということになりますので、予約の加減で個人接種のときにお一人、お二人ではなかなかバイアルを溶かしてやるというのが難しくなるのかなというところがございますので、一定の日にちを決めさせていただいた中での集中的な予約をいただいて個別の接種をしていくというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、64歳以下の方で言いますと、いわゆる主治医の方とかが町内とは限らない方も多いと思うんですけども、町内の3医療機関での接種というのは個別接種で受けていただくということはもちろんですけども、いわゆる周辺のところでの接種等を例えば可能であれば希望するというようなことがあった場合にはどういう対応になるのかということをお聞きしたいのと、それから先日少しご相談したこともありましたけども、65歳以上の方については一定送迎体制を取っていただいて外出支援という形でサポートをしていただきました。64歳以下の方については、私も案内をいただいたんですけども、特にこの点については触れられていなかったんですけども、ただ、も

ちろん免許を持っておられる方も多いと思いますし、一定自力で行ける方のほうが多いと思うんですけども、ただ、やはり免許を持っておられない方や、また、いろんな疾患等もあってなかなか自力で行くことができない。障害を持っておられるとかも含めて、一定そういうサポートが必要な方というのはおられると思うんですけども、その辺の対応についても説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

先日も岡本議員からご相談等をいただいております送迎の関係でございますが、これにつきましては、一応、高齢者と同様のような送迎の方法は考えておりませんので、今ありましたように、障害のある方、また何らかの事情で移動が困難な方等につきましては、個別に町の職員のほうで対応させていただいて、送迎させていただこうと思っているところでございます。

先日相談していただいた中でなかなかコールセンター等ですぐさまの対応等がスムーズにいったないというお話も聞かせていただきましたので、一定、要件等を決めさせていただきまして進めていこうかなということを考えているところでございます。

現在、町で把握している自主的に来るのが困難な方につきましては、事前にお声かけをさせていただくと。それ以外の方につきましては、ご相談いただいた中で送迎の対応もさせていただこうというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはコールセンターのほうとかにも極力徹底もいただいて、そういった方が一定スムーズにサポートができるような状況でお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点は、いわゆる子供の接種についてなんですけども、夏休みが始まりまして、いわゆる8月の接種の中で12歳以上のこれまで認められてこなかった方についても接種を進めようとしているというふうに思います。それで、特に6年生というのが今後順次12歳になっていくというような方もおられますし、そういった中で、来年2月末に国は一応接種の期限みたいなことが話をされていましたが、多分その辺も今後は見直されるんかもしれないんですけども、今後その辺の五月雨的に接種が可能になっていく子供たちへの対応というんですか、その辺はどういうふうにするのでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員から質問がありましたように、12歳以上で本町も接種の方向で進んでおります。集団接種の最終日が8月8日となりますので、その日までに満12歳の方については接種券のほうを送らせていただいて、集団接種の対応を考えておるところでございますが、当然ながら、それ以降に誕生日を迎えられて12歳になられる方もいらっしゃいますので、その誕生日を迎えられるタイミングでの接種券を送らせていただいて、接種の説明をさせていただこうかなと。

ただ、和東町の12歳のお子さんにつきましては少数でございますので、先ほど来、申し上げておりますように、1バイアルでの接種がおおよそ6人から7人の薬が取れるということでございますので、なかなか月にお一人だけとかで接種するというのが困難なことにもなろうかと思っておりますので、それにつきましては数か月まとめた中するか、もしくは、昨日からの案でまだ全然話も進んでないんですが、東部3町村合同でやるというのも一つの手かなというところで検討しているところではございますが、距離的に和東町から南山城村までというのは結構ありますので、なかなか現実難しい

かなと思っっているところでございます。先ほどありました2月末までの接種というところでございますが、多分秋頃には、一定、ファイザーだけと違ってモデルナのほうでも結構接種の枠が広がっていているということは聞いておりますので、多分3月末まで同級生皆さんは打てるような体制を国が取っていただけるというふうに思っっているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、そこは丁寧にお願ひしたいと思っるんですけども、人数が少ないですから、来年3月、そこら辺に誕生日があるかどうか分かりませんけども、仮にあった場合に、まだかなりの期間があるわけですよ。もちろんなってから接種券を送って考えてくださいということもそうなんですけども、ただ、子供の接種については、親も含めていろいろと副反応も含めて不安に思っっているところもあると思っます。そういう点でできるだけ早く情報については提供してあげて、来てから考えるというよりも、それに備えて情報提供するということも学校ともぜひ連携をいただひて相談いただきたいというふうに思っます。

それですすね、あと、今回ワクチンに関連して、やはり感染がまた増え始めてきていう状況もある中で、検査を併せてしっかりやっっていくということも大事だと思っっております。6月議会の補正でPCR検査の補助というのを予算化いただいたんですけども、この辺の住民への制度の周知であるとかいうものも含めて、まだ十分広報的には見てないんですけども、どういふ段取りでされようとしているのかというのをお聞きしておきたいというのがあります。

それともう1点、先ほど質問がありましたけども、低所得子育て世帯の生活支援特別給付金のことなんですけども、予算書を見ておりますと、先ほど対象人数については50人プラス20人ということで、今回20人分ということなんですけども、一つ

は、6月議会でも50人分200万円が計上されていたんですけども、今回さらに追加になったというのはどういうことが理由なのかということと、それから、今回の予算書を見ておきますと、国からの補助金については150万円下りてきているんですけども、一般財源の50万円減額になって、実際には100万円ということになっているんですけど、もともと国のほうから100万円で、そのまま100万円というんだったらまだ分かる面もあるんですけども、前回6月は200万円下りてきて200万円計上されているんですね。その辺の違いを説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のPCR検査の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、災害対策費ということで予算を計上させていただいておりますので、総務課のほうで詳細を詰めているところでございます。8月の早い時期に住民の方に周知ができるという形で進めさせていただきたいと思います。

それと、岡本議員の3点目の子育ての歳入と歳出の差でございますが、これにつきましては、6月補正で一旦予算を組ませていただきました。しかしながら、本年6月の住民税の賦課決定時に予算が足りないということが分かりました。その関係で、今回、予備費のほうの補正を組ませていただいているんですけども、まず、7月の児童手当の際の支給時にはこの予備費50万円を活用させていただいているところでございます。ですから、当然、国から頂く50万円につきましては予備費で立替えさせてもらっておりますので、今回の補正予算に50万円計上したというところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今回のまず予算の関係でございますが、初めに想定していた人数、国からお示しいただいたんです。和東町の想定人数は38名ということでお示しいただいて、当然、転入等もあり得るだろうということで、一応、40名の想定で予算のほうを組ませていただきました。それが200万円ということでございます。

今、総務課長からもありましたように、課税状況を見定めた中でおおよそ10人分が出てきたということで、そこで一応50万円つけさせていただきました専決でさせていただきましたので、今この予算書のほうの差額が出てきていると。

今回の100万円の分につきましては、これは国がまた改めて、今年令和3年1月以降の所得が著しくコロナの関係とかで減収したという方について、その減収した月の1.2倍をしていって令和3年の想定所得を決めた中での非課税相当になられるところのご家庭を一応おおよそ20軒と見込ませていただいて、今回100万円の補正を上げさせていただいたということで、予算の概要といたしましては、そのような形で組ませていただいたということでございます。

○議長（岡田泰正君）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第34号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

臨時会閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本議案提案に当たって議員の皆さんからいろんなご意見等をいただきました。そういった工事のスムーズな進捗に向けて、またコロナ対策を生かして行政に頑張ってもらいたいと、このように思いますので、これからもどうかよろしく願いいたしまして、本提案全議案につきましてご承認いただきましたことに改めてお礼を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和3年度和束町議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午前11時22分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 9 月 8 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 小 西 啓

〃

和東町議会議員 高 山 豊 彦